
コーデックス食品表示部会（CCFL） での検討状況について

令和7年12月
消費者庁食品表示課

第48回コーデックス食品表示部会 (CCFL48) : 結果概要

- CCFL48 (2024年10/27-11/1:ケベックシティ (カナダ)) では、3議題についてステップ8、1議題についてステップ5で第47回総会 (CAC47) に諮ることについて合意。
- いずれもCAC47 (2024年11/25-11/30:ジュネーブ (スイス)) で承認された。

番号	議題名		
1	議題の採択	7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案 (ステップ7) ⇒ステップ8へ
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定 (ステップ4) ⇒ステップ3へ
3	FAO/WHOから提起された関心事項	9	アルコール飲料の表示 (討議文書) ⇒作業開始に至らず
4	コーデックス規格案における表示事項の検討(承認) ⇒サフラン規格の表示条項については合意に至らず CCEEXEC及びCACに付託 ⇒CAC47からの要請に基づき、スペインの「収穫国」表示に関するEWGが立ち上がる。 (ステップ1へ)	10	緊急事態における食品表示規定の適用 (討議文書) ⇒作業開始に合意 (ステップ3へ)
5	アレルゲン表示	11	トランス脂肪酸 (討議文書) ⇒議論されず
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF)の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項 (ステップ7) ⇒ステップ8へ	12	サステナビリティ表示 (討議文書) ⇒作業開始に至らず
5.2	予防的アレルゲン表示(PAL)ガイドライン原案 (ステップ4) ⇒ステップ5へ	13	砂糖の表示-添加糖類の定義 (討議文書) ⇒作業開始に至らず
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案 (ステップ7) ⇒ステップ8へ	14	CCFLの将来の作業及び方向性 (討議文書)
		15	CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準
		16	その他の事項
		17	次回会合の開催日と開催地
		18	報告書の採択

**議題 4：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
－スパイスの「収穫国」表示に関するEWGの設立－**

背景と議論の経過

- スパイスの「収穫国」表示については、CCSCHなどで数年前から議論されてきた。
- 前回のCCFL48において、サフランの規格については原産国に加えて収穫国を義務表示事項とする条項について、コンセンサスが得られず、CAC47及びCCEEXEC87で検討するよう付託された。
- CAC47において、スパイスの「収穫国」表示の使用に関するEWGをCCFLで設立するよう要請があり、「収穫国」表示の使用に関する討議文書が接頭したところ。
- GSLPF4.5には、表示義務事項として原産国が挙げられている。
(GSLPF 4.5.2 仮訳)
ある食品がその性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示については、当該加工が施された国が原産国と見なされなければならない。
- 討議文書では、性質を変化させる加工については、具体的にどのような行為が該当するのかを明確にすることが課題の一つとして提示されている。
- 他方、スパイスの加工プロセスに基づき、GSLPFが改定されることとなると、他の品目にまで意図しない影響が及ぶおそれがある。
- このため、スパイスの「収穫国」表示については、義務的表示ではなく、任意表示とすることを支持する方針。

議題 5：アレルゲン表示

5.1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 - アレルゲン表示に関する条項

5.2 予防的アレルゲン表示ガイドライン原案

議題5.2：予防的アレルゲン表示ガイドライン原案： 主な内容

1. 目的

⇒ 「予防的アレルゲン表示（PAL）の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。」

2. 適用範囲

⇒ 「包装食品における交差接触によって引き起こされる食物アレルゲンの意図しない存在によるリスクを示すために使用されるPALに適用される。」

3. 「予防的アレルゲン表示」の定義

⇒ 「リスク評価によって特定された交差接触による食物アレルゲンの意図しない存在によるリスクを示すために、包装食品のラベルに記載される文言」

4. 一般原則

⇒ ① PALの使用は、適切なアレルゲン管理を行っても意図しないアレルゲンの存在を防止又は制御できない場合に限定されるものとする。
② PALを使用するかどうかの決定は、意図しないアレルゲンの存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。
③ PALは、アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表（後掲）の参考用量に基づくアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

5. PALの表示方法

⇒ PALの表示方法について規定（例：改定GSLPFにおけるアレルゲンの表示方法に係る規定が適用される旨や、「may contain」という文言が用いられるべき旨など）

議題5.2:一般原則

[4.3 PALは、アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参考用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

4.3 代案 アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参考用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない時[のみ]に、PALは使用されるべきである。

[4.3] PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.

4.3. Alt [Only] When it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1, PAL should be used.

(※4.3.1の表は後掲)

4.3.2 上記4.3.1の表によってある特定のアレルゲンに対する参考用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則（※）に従って参考用量を決定することができる。]

脚注でFAO/WHOのレポートを引用

スクエアブラケットは「引き続き議論」の意

4.4 PALには、消費者、医療提供者、食品事業者によるPALの理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする。

4.3.2 Where a reference dose is not established for a particular food allergen in the table to 4.3.1 above, regional or national authorities can establish a reference dose consistent with recognized principles⁴ for the purposes of determining an action level.]

4.4 PAL shall be accompanied by education/information programs to ensure understanding and appropriate use of PAL by consumers, health care providers and food business operators.

議題5.2:一般原則（続き）

[4.3 PALは、食物アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参考用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できないことが示された場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。]

[4.3 PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.

（主な議論（示された懸念点と、これに対するEWG議長国や議長ほかの説明））

- 示された参考用量に対応できる検査法の欠如
 - ← 分析・サンプリング法部会(CCMAS)が検査法については検討しており、次回会合までには推奨される検査法を提供する見込み
- リスク評価を行うことについての小規模事業者への負担と、定性的リスク評価に関するガイダンスの欠如
 - ← FAO/WHOが、小規模事業者への負担の観点からのガイダンスを提供するとともに、PALに関するキャパシティビルディングを行う。
- 最も脆弱な（アレルゲンに敏感な）消費者の保護の観点から、ED05に基づく参考用量を採用することが適當か。
 - ← ゼロリスクは存在しない中で、FAO/WHO専門家会合の科学的評価に基づき、ED05はリスクベースの、合理的で明確な境界線として推奨されたもの

ED05: 食物アレルギー患者集団において、5%の患者で症状が誘発される用量

 - ← 本ガイドラインはあくまで任意のものであって、各国はよりリスクベースで自国の実情に応じた規制を行うことができる。これはWTO協定にも沿っている。
- 「グルテンを含む穀物の参考用量」も表4.3.1に入れるべき
 - ← FAO及びWHOが助言を提供する。
- 参考用量を超えない場合であってもPALが使用されてしかるべき。
 - ← 様々な意見があるため、セクション4.3については全体をスクエアブラケットに入れることとする（=引き続き議論が必要であることを明示）。

（結論）

- セクション4.3全体をスクエアブラケットに入れた上で、ステップ5に進めることに合意した。

議題5.2:一般原則（続き）

セクション4.3.1の表

4.3.1 References doses

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

[Placeholder on concentration or RfD for cereals containing gluten or gluten.]

※セクション4.3の「アクションレベル」
= RfD/食物の量。当該「食物の量」は、できれば50パーセンタイルを用いて一食あたりに消費されると合理的に見込まれる量に基づき算出されるべき、とされている。

議題5.2:意図せざるアレルゲンの存在(UAP)に関する我が国の制度との比較

	PAL (現時点)	可能性表示 (食品表示基準Q&A*)	注意喚起表示 (食品表示基準Q&A)
定義	リスク評価により特定された、交差接触によるアレルギー食品の意図しない存在によるリスクを示すため、包装食品の表示においてなされる記載。(3)	—	—
表示の例	「May contain」という語（又は相当する語）で始まらなければならない。(5.2.1)等	「入っているかもしれません」「入っているおそれがあります」等	「本品製造工場では○○を含む製品を生産しています。」「本製品で使用しているしらすは、かにが混ざる漁法で採取しています。」「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えびを食べています。」等
使用してよい/されるべき場合	<ul style="list-style-type: none"> 適切なアレルゲン管理方法を使用しても食品アレルゲンの意図しない存在を防止又は制御できない状況に限定される。(4.1) 定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づくべき。(4.2) 食物アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参考用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できないことが示された場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。(4.3) 	<p>認められない。</p> <p>理由：これを認めると、PL法対策としての企業防衛や、製造者による原材料調査の負担を回避するため、製造者によっては十分な調査を行わずに安易に「可能性表示」を実施することにもなりかねず、結果として食物アレルギー患者にとって症状の出ない商品についても「可能性表示」が行われ、かえって患者の選択の幅を狭めてしまうおそれがある。(Q&A G-3、H-1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> （コンタミネーションすることは望ましいものではなく十分な対策が必要であるが）コンタミネーションしてしまう場合には、その旨注意喚起することが望ましい。(Q&A G-3) 意図しないアレルゲンの混入頻度と混入量が低いものについては、患者の食品選択の幅を過度に狭める結果になることから注意喚起表示の必要はない。(Q&A G-2、G-5)

*食品表示基準Q&Aについて（平成27年3月30日消食表第140号）

議題5.2:我が国の制度

- 日本では、「特定原材料を原材料とする加工食品」はアレルギー表示の義務がかかるが、原材料として使用しないものの「特定原材料を常に含む食品にあっては、原材料としての使用の意図の有無にかかわらず、アレルギー表示をする必要がある」としている。
- ただし、一般的には、アレルギー反応を誘発することは少ないと考えられていることから「数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベル以上の特定原材料等の総タンパク量を含有する食品については表示が必要と考えられる一方、食品中に含まれる特定原材料等の総タンパク量が数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベルに満たない場合には表示の必要性はない」としている。

【総タンパク質量の濃度レベルと表示のイメージ】

総タンパク質量	原材料としない				原材料とする
	含有しない	数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベルに満たない含有	数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベル以上含有	常に数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベル以上含有	—
アレルギー表示	① 表示しない	② 表示の必要はない	③ 注意喚起表示	④ 表示する必要がある	⑤ 義務表示
総タンパク質量の濃度レベル					高 →

※いずれの場合でも可能性表示は認めない

(PALに関する日本の方向性)

- 現在の表示制度において、閾値に基づき、一般的にアレルギー反応を誘発すると考えられる量を含有する場合にはアレルギー表示（注意喚起表示を含む）が行われている。
- 患者の健康危害を未然に防ぐことができているため、新たにPALの考え方を導入する必要はないと考える。

(参考資料) 予防的アレルゲン表示ガイドラインに係る仮訳

※いずれもCCFL48の最終レポート REPORT OF THE FORTY-EIGHTH SESSION OF THE CODEX COMMITTEE ON FOOD LABELLING を元に消費者庁で作成

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252F%25E2%2598%2585Final%2BReport%252FREP24_FLe.pdf

(参考仮訳) 予防的アレルゲン表示ガイドライン案(1/3)

1. 目的

食品アレルギー又はセリック病の消費者に交差接触による食品中のアレルゲンの意図しない存在のリスクを伝えるための予防的アレルゲン表示（PAL）の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、アレルギー食品との交差接触による食物アレルゲンの意図しない存在のリスクを示すために包装食品の表示で用いられるPALに適用される。

3. 予防的アレルゲン表示の定義

本ガイドラインの目的において、次の定義は、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション2の定義と合わせて用いられなければならない。

「予防的アレルゲン表示」とは、リスク評価によって特定された、アレルギー食品との交差接触による食物アレルゲンの意図しない存在のリスクを示すため、包装食品の表示においてなされる記載をいう。

(参考仮訳) 予防的アレルゲン表示ガイドライン案(2/3)

4. 一般原則

4.1 交差接触による食物アレルゲンの意図しない存在を防止又は最小限に抑える管理を含む効果的なアレルゲン管理は、食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実践規範（CXC 80-2020）に従って実施されるものとする。PALの使用は、これらのアレルゲン管理方法を使用しても食物アレルゲンの意図しない存在を防止または制御できない状況に限定されるものとする。

4.2 PAL を使用するかどうかの決定は、意図しないアレルゲンの存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。

[4.3 PALは、アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1に記載されている参考用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。]

4.3 代案 アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参考用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない時[のみ]に、PALは使用されるべきである。

4.3.2 上記4.3.1の表によってある特定のアレルゲンに対する参考用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則に従って参考用量を決定することができる。]

4.4 PAL には、消費者、医療提供者、食品事業者による PAL の理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする

4.3.1 参照容量

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond (provisional)	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

[グルテンを含む穀物又はグルテンの参考用量又は濃度について仮置き]

(参考仮訳) 予防的アレルゲン表示ガイドライン案(3/3)

5. PALの提示

5.1 包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) のセクション8.1.1、8.1.2、8.1.3、及び 8.2は、PAL に適用される。

5.2 PAL は、(ある場合には) 原材料リストの下又は近接した範囲内で、別の文言として記載されるべきである。

5.2.1 PALの文言は、「含まれる可能性がある」という語句（または同等の語句）で始まり、GSLPF のセクション 4.2.1.4 及び該当する場合は 4.2.1.5 に記載されている特定の名称を使用して特定のアレルゲンを含むものとする。

5.2.2 PALの文言は、GSLPF のセクション 8.3.1 に従って行われた宣言に使用されるものと同じフォントの種類、スタイル、または色を使用するなどして、周囲のテキストと明確に対照的になるものとする。

議題8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正 —ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマット に関する規定—

議題8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定（ステップ3）

背景と議論の経過①

- CCFL45において、コロンビアが詰め合わせ商品（ジョイントプレゼンテーションおよびマルチパックフォーマット）の食品の表示に関する議論文書を発表し、CCFL46（バーチャル）では、これらの包装形式では個々の食品の日付表示や原材料一覧などの表示情報が消費者から隠される可能性があることを強調した。
- CCFL47にてEWGが設立され、CCFL48で検討される草案を作成することに同意した。
- CCFL48に向けたEWGでは、セクション2（用語の定義）とセクション8（義務表示情報の提供）を調整する方が実用的である可能性があるという点で合意され、EWGの合意事項を反映した文書（付録II）が作成された。本文書におけるジョイントプレゼンテーション（Joint presentation）とマルチパックフォーマット（Multipack format）の定義は以下のとおり。

ジョイントプレゼンテーション…「ジョイントプレゼンテーション」とは、異なる性質の食品の2つ以上のユニットが外装容器に含まれ、消費時に補充または混合されるものを意味する。（例：ヨーグルトとシリアルの詰め合わせ）

マルチパックフォーマット…「マルチパックフォーマット」とは外装容器と、別々に消費されることを意図した、同じまたは異なる包装食品の2つ以上のユニットで構成されるものを意味する。（例：異なる味のフライドポテトの個包装の詰め合わせ）

CCFL48では、以下について検討された。

- 包装食品の表示に関する一般基準（CXS 1-1985）のジョイントプレゼンテーションおよびマルチパックフォーマットに関する規定（付録II）に対する提案された改正案の確認。
- テキストがステッププロセスを進める準備ができるかどうかの検討。

議題8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定（ステップ3）

背景と議論の経過②

- CCFL48においては、マルチパック及びジョイントプレゼンテーションの適宜をGSLPFにうまく組み込むにはどうすればよいかが議論されたが、意見がまとまらなかつたため、CCFL49に向けて作業を継続することとなった。
- CCFL49に向けたEWGにおいては、GSLPFがマルチパック及びジョイントプレゼンテーション形式の包装形式にどれくらい適用しているかを明確にするため、GSLPFのセクション8 義務的情報の提示の修正をする必要があるという意見があり、セクション8の改訂案が提示された。
- また、特定の義務的表示要件（内容量、期限表示、原材料表示など）の適用方法を明確にするために、セクション4の改訂案についても提示された。

議題8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定（ステップ3）

8. 義務表示情報の提供

- 詰め合わせ食品において、包装が不透明な場合等により、内側の個々の製品の表示が読み取れない場合について、外装にはセクション4（包装食品の義務的表示）及びセクション5（追加義務的表示要件）に定められた事項の表示が必要とする規定（8.1.3.1）の追加が提案された。

8. PRESENTATION OF MANDATORY INFORMATION

8.1 General

8.1.3. Where the container is covered by a wrapper, the wrapper shall carry the necessary information or the label on the container shall be readily legible through the outer wrapper or not obscured by it.

8. 義務表示情報の提供

8.1 一般

8.1.3. 容器が包装材によって被包される場合、当該包装材には必要な情報が付されていなければならず、若しくは当該容器表面のラベルが外側の包装材を通して容易に判読できなければならず、そうした包装材によってラベルが不明瞭となってはならない。

8.1.3.1 A container of prepackaged food that is sold as a single unit and consists of more than one identical or different individually packaged foods, whether intended to be consumed together or separately, will include on the outer packaging the mandatory labelling information set out in Sections 4 and 5, unless:

- The outer package wrapping is transparent, and the mandatory labelling information is readily legible and discernible on at least one of each type of the individually packaged foods that make up the container AND
- b. When there are differences in mandatory labelling information between the individually packaged foods and the transparent outer packaging of the prepackaged food that is sold as a single unit, only the differing information must appear on the outer packaging. (e.g. the name and address of the manufacturer, etc. of the prepackaged food that is sold as a single unit is different from one or more of those of the individually packaged foods)

8.1.3.1 単一のユニットとして販売され、複数の同一のまたは異なる個別包装食品で構成される包装食品の容器は、一緒に消費されることを意図しているか別々に消費されることを意図しているか否かにかかわらず、外装にはセクション4および5に定められた必須のラベル表示情報が含まれる必要がある。以下の条件すべてを満たす場合は、この限りではない。

- 外装の包装が透明であり、必須の表示情報は、容器を構成する個別包装食品の各タイプの少なくとも各種類の1つずつで容易に判読・識別できる場合。
- 個別包装食品と、単体として販売される包装食品の透明な外装との間に必須の表示情報の違いがある場合は、異なる情報のみが外側の包装に表示される必要がある。

(例:単体で販売される包装食品の製造者等の名称及び住所が、包装食品を構成する個別包装食品の1つ以上と異なる場合)

議題8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定（ステップ3）

4. 包装食品の義務的表示

- 詰め合わせ食品の正味内容量に関して、マルチパック又はジョイントプレゼンテーション形式で販売される包装食品の表示に関する規定(4.3.4)の追加が提案された。

a: Net contents

4.3.4 For prepackaged foods that are subject to section 8.1.3.1 and intended to be consumed separately, the number of individually packaged foods per type, and their respective net contents, shall be stated on the container of prepackaged food next to the declaration of net contents. For example, “600mL (3 units of 200mL)” or “600 mL (2 units of 100 mL and 2 units of 200 mL)”. This does not apply if, despite 8.1.3.1. (b), the number of individually packaged foods can easily be counted through the transparent outer package wrapping, and their net quantities per type easily identified.

4.3.4 セクション 8.1.3.1 の対象となり、別々で消費されることを意図した包装食品の場合、種類ごとの個別包装食品の数とそれぞれの正味含有量は、包装食品の容器上の正味含有量の宣言の横に記載する必要があります。例えば、「600mL(200mL 3単位)」や「600mL(100mL 2単位、 200mL 2単位)」などです。これは、8.1.3.1.(b)、透明な外装包装により、個別包装食品の数を簡単に数えることができ、種類ごとの正味量を簡単に識別できる場合には適用されません。

議題8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定（ステップ3）

4. 包装食品の義務的表示

- 詰め合わせ食品の期限表示に関して、詰め合わせ商品を構成する個々の製品のうち、最も期限が近いものを詰め合わせ食品全体の期限表示とする旨（4.7.1）の追加が提案された。

4.7.1 (vi) bis: For prepackaged foods subject to section 8.1.3.1, the manner to provide date marking is to either declare the date of the individually packaged food with the earliest date marking on the outer container, or, despite 8.1.3.1 (b), to ensure at least the earliest date marking is visible on the inner units.

4.7.1 (vi) bis: セクション 8.1.3.1 の対象となる包装食品の場合、日付マーキングを提供する方法は、個別包装食品の日付を外側の容器に最も早い日付マーキングで宣言するか、8.1.3.1 (b) にもかかわらず、少なくとも最も早い日付マーキングが内側のユニットに表示されることです。

議題8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定（ステップ3）

4. 包装食品の義務的表示

- 詰め合わせ食品の原材料表示に関して、原材料一覧とアレルゲン表示については、マルチパック形式の包装食品の場合においては、個別包装食品の種類ごとに個別にリストとして表示され、ジョイントプレゼンテーション形式の包装食品の場合においては、個別包装食品の種類ごと又は一括で表示するものとするという旨の規定（4.2.1）の追加が提案された。

4.2.1 Except for single ingredient foods, a list of ingredients shall be declared on the label. (existing text)

New Text:

- a) For prepackaged foods subject to section 8.1.3.1 that are intended to be consumed separately (for example, containing different types of individually packaged granola bars), separate lists of ingredients and allergen statements, as applicable in accordance with Section 8.3, shall be declared on the label of the container of the prepackaged food, for each type of individually packaged food
- b) For prepackaged foods subject to section 8.1.3.1 that are intended to be consumed together (for example, a meal kit containing individually packaged tortillas, sauce, and seasoning), either separate or a single combined list(s) of ingredients and allergen statement(s), as applicable in accordance with Section 8.3, shall be declared on the label of the container of the prepackaged food.

4.2.1 単一の原材料からなる食品を除き、ラベルには原材料一覧が明記されなければならない。(既存のテキスト)

新しいテキスト:

- a) セクション8.1.3.1の対象となる個別に消費されることを意図した包装食品(たとえば、異なる種類の個別包装されたグラノーラバーを含む)の場合、セクション8.3に従って、原材料とアレルゲンの表示は、個別包装食品の種類ごとに包装食品の容器のラベルに記載されるものとします。
- b) セクション8.1.3.1の対象となる包装食品で、一緒に消費されることを意図しているもの(たとえば、個別に包装されたトルティーヤ、ソース、調味料を含むミールキット)については、セクション8.3に従って、原材料とアレルゲンの表示を、包装食品の容器のラベルに個別又は一括で記載するものとします。

議題10：緊急事態における食品表示規定の適用

背景と議論の経過

- 近年の緊急事態の発生を受け、安全で十分な食糧供給を確保するために、多くの国が食品表示要件に一定の一時的な柔軟性を導入することを検討している。
- 現在コーデックスの文書については、緊急事態に各国がとることのできる措置や検討すべき事項についての指針は示されていない。
- CCFL47において討議文書が提出され、その後協議文書を通じて、このようなガイドラインが有益かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準とはどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。
- リスク評価に基づいた安全性の確保が最優先事項であるということは各国の共通の考え方であったが、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」などの用語の定義の必要性や、ガイドラインの内容をどこまで具体的に定めるかなどについては、意見が分かれた。
- 協議文書における議論の内容をもとに、討議文書を更新し、ガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。
- CCFL48では、以下について検討された。
 - i. 潜在的な新規作業として更新された討議文書とプロジェクト文書の内容を検討する。
 - ii. CCFL49での検討に向けて、提案されたガイドラインの草案を作成するためのEWGを設立する

サンプルテキスト：緊急事態における食品表示規定の適用

目的と範囲

- 本ガイドラインの目的は、サプライチェーンの混乱を引き起こす緊急事態における食品表示規制の検討と柔軟な適用に関する一般原則と意思決定基準を通じてガイダンスを提供し、そのような緊急事態において所管当局が適用する食品表示の柔軟性を確保しつつ、不確実な状況下での食品の安全性と公正な取引を維持するために、そのような柔軟性が可能な限り調和がとれ、リスクベースであるようにすることである。
- 本ガイドラインにおいて、緊急事態（emergency）とは、国際的、地理的、国内的、または地域の食料サプライチェーンの全体または一部に重大な混乱を引き起こす、例外的かつ一時的な出来事を意味する。緊急事態やそれに伴うサプライチェーンの混乱や食料不足は、人間のパンデミック、動物の病気の発生、環境災害や自然災害、重要インフラの混乱、戦争、干ばつ、その他のシナリオなどにより発生する可能性がある。
- 本ガイドラインは、このような緊急事態において、食品の安全性を損なうことなく安全で適切な食品供給を維持するために、管轄当局が1つ以上の食品表示要件の柔軟な適用を検討するよう促される状況に適用される。
- このような柔軟性は、食品の安全性を損なうことなく安全で適切な食品供給を促進するためにどうしても必要な範囲および期間における、リスクに基づいた食品表示規制の適用除外（risk-based derogation）とあるものとし、それは管轄当局によって決定される。

主な内容

- 緊急事態の発生前に管轄当局が行うべき事項
(例：国内法との整合性の見直しや、緊急事態に従うべき手順、利害関係者の責任、関係諸国や大衆への通知方法などを含めた計画の作成など)
- 緊急事態に食品表示の弾力的運用を措置する場合に管轄当局が行うべき事項
- 弾力的運用終了の場合に管轄当局が行う必要がある事項